

中小企業再生支援協議会事業（産業復興相談センター事業）実施基本要領 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
<p>本要領は、東日本大震災により被害を受けた地域において産業競争力強化法第 <u>134</u> 条の規定に基づき中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者（以下、「認定支援機関」という。）が、国との委託契約により実施する産業復興相談センター事業（国との委託契約により受託法人が行う再生計画策定支援等の再生支援業務を実施する事業。（以下、「相談センター事業」といい、相談センター事業を実施する者を「受託法人」という。)) について、その内容、手続、基準等を定めるものである。</p> <p>1. 事業の目的</p> <p>東日本大震災により被害を受けた事業者の迅速な事業再開を通じて被災地域の復興を図るため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、東日本大震災の影響を受けたことにより再生可能性があるものの過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し <u>する</u> 再生計画策定支援のほか、金融機関等が有する債権の買取りを行う産業復興機構 <u>が買取った案件のフォローアップ等</u> を通じてその事業の再生を支援することを目的とする。</p> <p>2. 産業復興相談センターの事業等</p> <p>(1) 受託法人は、相談センター事業を実施するため、産業復興相談センター（以下「相談センター」という。）の名称を使用し、中小企業再生支援協議会、窓口相談業務部門、再生計画策定支援業務部門、債権買取支援業務部</p>	<p>本要領は、東日本大震災により被害を受けた地域において産業競争力強化法第 <u>127</u> 条の規定に基づき中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者（以下、「認定支援機関」という。）が、国との委託契約により実施する産業復興相談センター事業（国との委託契約により受託法人が行う再生計画策定支援等の再生支援業務を実施する事業。（以下、「相談センター事業」といい、相談センター事業を実施する者を「受託法人」という。)) について、その内容、手続、基準等を定めるものである。</p> <p>1. 事業の目的</p> <p>東日本大震災により被害を受けた事業者の迅速な事業再開を通じて被災地域の復興を図るため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、東日本大震災の影響を受けたことにより再生可能性があるものの過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、<u>当該事業者に対して</u> 再生計画策定支援のほか、金融機関等が有する債権の買取りを行う産業復興機構 <u>への債権買取要請その他の業務</u> を通じてその事業の再生を支援することを目的とする。</p> <p>2. 産業復興相談センターの事業等</p> <p>(1) 受託法人は、相談センター事業を実施するため、産業復興相談センター（以下「相談センター」という。）の名称を使用し、中小企業再生支援協議会、窓口相談業務部門、再生計画策定支援業務部門、債権買取支援業務部</p>

門、事業承継・引継ぎ支援センターおよび相談センター事務局を置く。
(以下略)

(2)～(6) (略)

3. 産業復興相談センター

(1) (略)

(2) 窓口相談業務部門及び債権買取支援業務部門

①～② (略)

③ 受託法人の長は、対象債権者（相談企業の取引金融機関等の債権者であって、再生計画等が成立した場合に金融支援等の要請を受けることが予定される債権者）となる可能性のある金融機関等（銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関、信用保証協会、リース会社等）及びその子会社からの出向者を窓口相談等責任者として選任してはならない。

なお、窓口相談業務統括責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐が当該金融機関から出向している場合に、窓口相談等責任者は、原則として、当該窓口相談業務統括責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐が、相談企業又は対象債権者等との間に利害関係を有する場合その他必要と認める場合は、当該窓口相談業務統括責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐に窓口相談及び債権買取支援を担当させてはならない。ただし、当該窓口相談業務統括責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐を担当させないことにより当該支援業務の円滑な運営に支障を来すおそれがある場合に限り、窓口相

門、事業引継ぎ支援センター・事業引継ぎ相談窓口（「事業引継ぎ支援事業実施基本要領2.」に基づく支援業務部門・相談対応部門）および相談センター事務局を置く。

(以下略)

(2)～(6) (略)

3. 産業復興相談センター

(1) (略)

(2) 窓口相談業務部門及び債権買取支援業務部門

①～② (略)

③ 受託法人の長は、対象債権者（相談企業の取引金融機関等の債権者であって、再生計画が成立した場合に金融支援の要請を受けることが予定される債権者、又は債権買取が成立した場合に債権売却の要請を受けることが予定される債権者。）となる可能性のある金融機関等（銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関、信用保証協会、リース会社等）及びその子会社からの出向者を窓口相談等責任者として選任してはならない。

なお、窓口相談業務統括責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐が当該金融機関から出向している場合に、窓口相談等責任者は、原則として、当該窓口相談業務統括責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐が、相談企業又は対象債権者等との間に利害関係を有する場合その他必要と認める場合は、当該窓口相談業務統括責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐に窓口相談及び債権買取支援を担当させてはならない。ただし、当該窓口相談業務統括責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐を担当させないことにより

談等責任者は、相談企業及び対象債権者等の承諾を得て、当該窓口相談業務統括責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐に窓口相談及び債権買取支援を担当させることができる。

④ (略)

(3) (略)

(4) 産業復興相談センターの業務内容

相談センターは、以下のとおり対応する。

① 窓口相談業務部門

(i) (略)

(ii) 総合窓口相談で把握した相談企業の状況に基づき助言等を行うとともに、再生計画策定支援業務部門において対応することが適当と判断した場合には案件送付を行う。

(iii) 窓口相談等責任者は、中小企業再生支援協議会（以下、「協議会」という。）の会長に対し、適宜、業務の遂行状況の報告を行うとともに、全体会議において窓口相談での対応状況、産業復興機構が買取った案件のフォローアップ状況等について報告を行う。

② 再生計画策定支援業務部門

(i) ~ (iv) (略)

(v) 再生計画策定統括責任者は、別途中小企業庁が定める行動指針を踏まえ、受託法人の長と協議のうえ、事業年度毎の事業計画を策定する。

(vi) 再生計画策定統括責任者は、協議会の会長に対し、適宜、業務の遂行状況の報告を行うとともに、全体会議において窓口相談での対応状況、再生計画策定支援の実績等について報告を行う。

当該支援業務の円滑な運営に支障を来すおそれがある場合に限り、窓口相談等責任者は、相談企業及び対象債権者等の承諾を得て、当該窓口相談業務統括責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐を窓口相談及び債権買取支援を担当させることができる。

④ (略)

(3) (略)

(4) 産業復興相談センターの業務内容

相談センターは、以下のとおり対応する。

① 窓口相談業務部門

(i) (略)

(ii) 総合窓口相談で把握した相談企業の状況に基づき、助言等を行うとともに、再生計画策定支援業務部門、または債権買取支援業務部門において対応することが適当と判断した場合には、各々の部門に案件送付を行う。

(iii) 窓口相談等責任者は、中小企業再生支援協議会（以下、「協議会」という。）の会長に対し、適宜、業務の遂行状況の報告を行うとともに、全体会議において窓口相談での対応状況、産業復興機構への債権買取要請の実績等について報告を行う。

② 再生計画策定支援業務部門

(i) ~ (iv) (略)

(新設)

(v) 再生計画策定統括責任者は、協議会の会長に対し、適宜、業務の遂行状況の報告を行うとともに、全体会議において窓口相談での対応状況、再生計画策定支援の実績等について報告を行う。

③ 債権買取支援業務部門

(i) 債権買取支援業務部門は、債権買取に伴って事業計画策定支援等を行った案件のフォローアップを行う。フォローアップの業務手順は「6. 債権買取支援 業務部門の業務手順」のとおりとする。

(ii) ~ (iii) (略)

4. 総合窓口相談

総合窓口相談の業務手順は、以下のとおりとし、迅速な対応を図ることとする。

(1) (略)

(2) 相談対応

① (略)

② 窓口相談等責任者は、必要に応じて簡易な財務面の調査分析等を実施し、相談企業の再生可能性（事業性の見込み、再生計画の策定支援の可否等）を確認し、課題の解決に向けた適切な助言等を行ったうえで、原則として、以下のとおり取り扱う。

(i) (略)

(削除)

(ii) それ以外の企業

窓口相談等責任者は、再生計画策定統括責任者と相談のうえ、下記4.

(3) (4) の対応を検討する。なお、相談企業について下記5. (2)

③ 債権買取支援業務部門

(i) 債権買取支援を行うことが適当と判断した場合には、債権買取支援業務部門は、主要債権者等（対象債権者以外の金融機関が新規融資を実行する場合は、当該金融機関を含む。）との連携を図りながら債権買取支援を行う。債権買取支援の業務手順は「6. 債権買取支援」のとおりとする。

(ii) ~ (iii) (略)

4. 総合窓口相談

総合窓口相談の業務手順は、以下のとおりとし、迅速な対応を図ることとする。

(1) (略)

(2) 相談対応

① (略)

② 窓口相談等責任者は、必要に応じて簡易な財務面の調査分析等を実施し、相談企業の再生可能性（事業性の見込み、再生計画の策定支援の可否等）を確認し、課題の解決に向けた適切な助言等を行ったうえで、原則として、以下のとおり取り扱う。

(i) (略)

(ii) 再生可能性の見込みがあり、再生計画の策定支援ができない企業

窓口相談等責任者は、相談時点では詳細な再生計画の策定支援が難しく、債権買取支援を行うことが適当と判断した場合には、相談企業にその旨を伝え、債権買取支援業務部門に案件送付を行う。

(iii) それ以外の企業

窓口相談等責任者は、再生計画策定統括責任者と相談のうえ、下記4.

(3) (4) の対応を検討する。なお、相談企業について下記5. (2) (vii)

(vii)又は下記6.(1) (ただし、⑥は除く。)の要件を満たさない等の理由により、再生可能性の見込みがあるものの上記(i)の対応ができない場合には、中小企業再生支援協議会事業実施基本要領に基づいて認定支援機関に設置された支援業務部門に案件送付を行うことができる。

(3) 窓口相談等責任者は、ヒアリングのうえ、都道府県等中小企業支援センター・商工会議所・商工会の個別相談・専門家派遣等の支援及び政府系金融機関の公的金融支援等に対応することが適切と判断した場合には、相談企業にその旨を伝え、各関係支援機関に申し送りを行う。

(4)～(5) (略)

5. 再生計画策定支援業務部門の業務手順

再生計画策定支援の業務手順は、以下のとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3) 事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった中小企業者である個人の債務者について再生計画策定支援を行う場合であって、再生計画成立のために必要な場合は、再生計画策定支援業務部門は、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関が運営する「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」と連携することができる。

(4) (略)

又は下記6.(1)の要件を満たさない等の理由により再生可能性の見込みがあるものの上記(i)(ii)の対応ができない場合には、中小企業再生支援協議会事業実施基本要領に基づいて認定支援機関に設置された支援業務部門に案件送付を行うことができる。

(3) 窓口相談等責任者は、ヒアリングのうえ、都道府県中小企業支援センター・商工会議所・商工会の個別相談・専門家派遣等の支援及び政府系金融機関の公的金融支援等に対応することが適切と判断した場合には、相談企業にその旨を伝え、各関係支援機関に申し送りを行う。

(4)～(5) (略)

5. 再生計画策定支援業務部門の業務手順

(新設)

(1)～(2) (略)

(3) 事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった中小企業者である個人の債務者について再生計画策定支援を行う場合であって、再生計画成立のために必要な場合は、再生計画策定支援業務部門は、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会が運営する「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」と連携することができる。

(4) (略)

(削除)

6. 債権買取支援業務部門の業務手順

債権買取に伴って事業計画策定支援等を行った案件のフォローアップについて、対象事業者および業務手順は以下のとおりとする。

(1) フォローアップの対象企業

以下の要件を全て満たし、産業復興機構が債権を買取った事業者とする。

(以下略)

(削除)

(5) 事業計画

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 4. 支援業務部門 (3)

⑤」を準用する。ただし、以下のとおり取り扱う。

(i) 「統括責任者」を「再生計画策定統括責任者」と読み替える。

6. 債権買取支援業務部門の業務手順

債権買取 支援の業務手順は以下のとおりとする。

(1) 産業復興機構の買取対象企業

債権買取支援は、以下の要件を全て満たし、債権買取支援業務部門において、再生可能性があると判断された事業者を支援対象とする。

(以下略)

(2) 債権買取支援の開始

① 窓口相談等責任者又は買取業務統括責任者補佐は、総合窓口相談段階で把握した相談企業の状況を基に、債権買取を支援することが適当であると判断した場合には、相談企業の承諾を得て、主要債権者等の意向を確認する。

② 窓口相談等責任者は、主要債権者等の意向を踏まえ、受託法人の長と協議の上、債権買取を支援することを決定する。なお、債権買取支援業務の開始後、再生計画策定支援が可能と判断された場合には、相談者と協議の上、再生計画策定支援部門に案件を送付することを妨げるものではない。

③ 窓口相談等責任者は、債権買取支援を行うことを決定した場合には、そ

の旨を相談企業に通知する。また、相談企業の状況に応じて、主要債権者等及び必要な対象債権者に対し、債権買取支援を行うことを伝え、協力を要請する。

④ 窓口相談等責任者は、相談企業の資金繰り等の事情などを勘案し必要に応じて、相談企業との連名で書面等により、対象債権者の全部又は一部に対して、元本又は元利金の返済の猶予の要請や、対象債権者の個別的権利行使や債権保全措置等の差し控えの要請を行うものとする。

⑤ 窓口相談等責任者は、債権買取支援を行うことを決定した場合には、受託法人の長に報告するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って報告書を作成し、各経済産業局等に提出する。

(3) 事業計画策定支援等

① 買取業務責任者補佐は、財務面（資産負債及び損益の状況）の調査分析等を行い、相談企業に関する事業計画の妥当性について確認する。また、被災状況等により相談企業等が事業計画を作成することが困難と見受けられる場合については、事業計画作成を支援するものとする。

妥当性の確認については、新規融資を実行する金融機関の支援スタンスの確認、事業性の確認、被災前の財務分析、実態バランスシートの作成、不動産評価等必要な対応を行い確認するものとする。

② 窓口相談等責任者は、相談企業、主要債権者及び窓口相談等責任者（または買取業務統括責任者補佐）による、買取価格や事業計画の内容等について協議・検討を行い、相談企業と主要債権者等との合意形成を図る。なお、検討においては、必要に応じて外部の公認会計士又は税理士等を活用

(削除)

することができる。また、この協議・検討には、必要に応じて、主要債権者等以外の対象債権者、産業復興機構等も参加することができる。

③ 既往債権の買取価格は、産業復興機構の考え方を踏まえ、金融機関が新規融資を行うにあたっての将来見通しや被災前の事業者の業績をもとに試算する。例えば、一般に時価を算出する際に行われている手法と同様に、将来期待されるキャッシュフローを予測し、その総額を一定の割引率を用いて現在価値に割り戻す手法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）に基づいた価格算定を行うものとする。

④ 窓口相談等責任者は、報告書を作成の上、対象債権者に提出する。報告書には次に掲げる事項を含めることとする。

(i) 事業計画の内容

(ii) 法的手続きと比較した経済合理性

(iii) 新規融資の内容

(iv) 買取価格の試算

(4) 債権買取支援の完了

① 上記（3）の買取価格・事業計画の合意形成がなされた後、相談企業、主要債権者、対象債権者が、事業計画および債権の売却について同意し、その旨を文書等により確認した時点で、窓口相談等責任者は産業復興機構に対して速やかに債権買取の要請を行う。

② 債権買取支援の完了時点は、債権買取を要請した時点とする。

③ 窓口相談等責任者は、債権買取支援が完了した場合、支援内容を受託法

(削除)

人の長に報告するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って作成し、各経済産業局等に提出する。

(5) 債権買取支援の終了

- ① 債権買取支援を開始した後、債権買取支援が完了しないことが明らかとなったとき、窓口相談等責任者は、相談企業に対して債権買取支援の終了を通知し、受託法人の長に報告するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って報告書を作成し、各経済産業局等に提出する。
- ② 前項の場合であっても、相談センターは、相談企業の要請に基づき、支援機関や専門家の紹介などの支援を行うことができる。

(6) 6.(3)の事業計画策定支援等を行った案件のフォローアップ

- ① 債権買取支援業務部門は、必要に応じて、外部専門家の協力を得て、債権買取支援が完了した後の相談企業の事業計画の進捗状況等についての確認並びに取引金融機関によるモニタリング及び経営支援内容について確認を行うことができる。
- ② ～ ⑤ (略)

7. 公表

再生計画策定支援 及び債権買取支援 が完了した案件の公表手順は、「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領7.」のとおりとし、「認定支援機関」を「受託法人」と読み替える。

8. (略)

附 則 (平成24年10月10日)

(削除)

(2) フォローアップ 手順

- ① 債権買取支援業務部門は、必要に応じて、外部専門家の協力を得て、債権買取 に伴って事業計画策定支援等を行った 後の相談企業の事業計画の進捗状況等についての確認並びに取引金融機関によるモニタリング及び経営支援内容について確認を行うことができる。
- ② ～ ⑤ (略)

7. 公表

再生計画策定支援が完了した案件の公表手順は、「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領7.」のとおりとし、「認定支援機関」を「受託法人」と読み替える。

8. (略)

附 則 (平成24年10月10日)

<p>附 則（平成26年1月20日） 附 則（平成30年7月13日） <u>附 則（令和3年4月1日）</u></p> <p>（施行期日） 本要領は、公表の日から施行し、6. の規定は、平成23年10月7日から適用する。</p>	<p>附 則（平成26年1月20日） 附 則（平成30年7月13日） <u>（新設）</u></p> <p>（施行期日） 本要領は、公表の日から施行し、6. <u>（6）</u> の規定は、平成23年10月7日から適用する。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------